

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
6月4日
(火曜日)

目 次

○告示	道路の区域の変更（道路整備課）	一
	特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）	一
○公告	契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）	二
	令和六年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	二
	建築士の免許の取消し（建築指導課）	三
	一般競争入札の実施（物品管理課）	三
○人委規則	特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	五

山口県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年六月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 杵島榎ヶ浜停車場線

道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字大島字花ノ脇一〇九四三 の一地先から 同市 同大字字越首一六一七の一地 先まで	新	最狭 四・八 最広 四一・三	七三二・九	
	旧	最狭 一五・一 最広 一五・一	七四四・四	

山口県告示第百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、県道岩国玖珂線五号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和六年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道岩国玖珂線五号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
- （一） 工事場所 岩国市玖珂町字宮脇及び字上野口地内
- （二） 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
PC三径間連結ポストテンションT桁 形式橋りょう	一〇六・〇メートル	一・五メートル (車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

（一） 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和四年山口県告示第百六十五号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和六年六月三日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和六年六月二十五日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和六年七月三十一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七一一二九一―一五四〇）にすること。



(二〇五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年六月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県第二期情報セキュリティクラウドサービス提供 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

S B テクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

六 契約金額

四千七百二十五万六千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二〇六) 令和六年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和六年六月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

令和六年十月二十二日(火曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

令和六年六月二十六日(水曜日)から同年七月九日(火曜日)まで(郵送の場合
は、七月九日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又は山口市滝町一番一号(郵便番号
七五三三八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書するこ
と。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し
た無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この
収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和六年十一月二十九日(金曜日)とし、合格者の受験番号を
山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示するとともに、山口県健康福祉部薬
務課のホームページに掲載する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県健康福
祉部薬務課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉
部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受
験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十
三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所(山口県防府保健所を除く。)又
は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。

(二〇七) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建
築士の免許を取り消しました。

令和六年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
植村 成利	二級建築士	第八〇二七号	令和六、五、二七	死亡

(二〇八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成
七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年六月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

除雪車 一台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和七年十月三十一日

(四) 納入場所

山口県萩土木建築事務所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号の
いずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入
札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和六年山口県告示第三十七号)に基づく資格審査において、四輪車両について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

- (四) 令和六年六月四日から同年七月十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県会計管理局物品管理課において交付する。

- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所
山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限
令和六年七月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和六年七月十八日午前十一時)

- 六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時
令和六年七月十八日午前十一時

- 七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和六年七月八日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: 1 snow removing vehicle
- (3) Delivery period: October 31, 2025
- (4) Delivery place: Hagi Public Works and Construction Office, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-9333-3960)
- (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. July 17, 2024 (If brought in person: ...)

11:00 A.M. July 18, 2024



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十四号中「、鑑識」及び「心身に著しい負担を与えると」を削り、同条第二項第十一号イ中「八百四十円」の下に「（日没時から日出時までの間における作業にあつては、千二百六十円）」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（警察作業手当の内払）

2 改正前の特殊勤務手当の支給に関する規則第十九条第二項第十一号イの規定により令和六年一月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた警察作業手当は、改正後の規則第十九条第二項第十一号イの規定による警察作業手当の内払とみなす。

令和六年六月四日印刷
令和六年六月四日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事